

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 9月 1日
【会社名】	株式会社村田製作所
【英訳名】	Murata Manufacturing Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 村田 恒夫
【本店の所在の場所】	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
【電話番号】	(075)955-6525
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 企画管理本部 本部長 竹村 善人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号
【電話番号】	(03)5469-6111(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支社 管理部長 小杉 雅明
【縦覧に供する場所】	株式会社村田製作所 東京支社 (東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成28年11月1日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、当社の特定子会社の異動に関する臨時報告書を提出し、また平成29年2月15日付及び平成29年6月8日付で金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、当該臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、記載事項の一部に再度変更が生じ、また未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (1) 当該異動に係る特定子会社（取得対象子会社）の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容
- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
- (3) 当該異動の理由及びその年月日

3【訂正内容】

訂正箇所は_____線を付して示しております。

- (1) 当該異動に係る特定子会社（取得対象子会社）の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容
(訂正前)

Sony Electronics (Wuxi) Co., Ltd.

名称	Sony Electronics (Wuxi) Co., Ltd.
住所	中国江蘇省無錫市新区長江路27号
代表者の氏名	伊藤 弘悦
資本金の額	109,240千米ドル
事業の内容	電池事業

新設会社（シンガポール）

名称	未定
住所	未定
代表者の氏名	未定
資本金の額	未定
事業の内容	電池事業

_____新設会社（シンガポール）は、今後設立される予定でございます。

(訂正後)

Sony Electronics (Wuxi) Co., Ltd.

名称	Sony Electronics (Wuxi) Co., Ltd.
住所	中国江蘇省無錫市新区長江路27号
代表者の氏名	野村 慎治
資本金の額	316,220千米ドル
事業の内容	電池事業

Murata Energy Device Singapore Pte.Ltd.

名称	Murata Energy Device Singapore Pte.Ltd.
住所	1 Tuas Road, Singapore 638481
代表者の氏名	埼玉 雅夫
資本金の額	162,000千米ドル 1星ドル 上記各通貨金額の合計が資本金の額となります。
事業の内容	電池事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
(訂正前)

	当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数		当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	
	異動前	異動後	異動前	異動後
Sony Electronics (Wuxi) Co., Ltd.		未定		100% (うち間接所有分100%)
新設会社 (シンガポール)		未定		100% (うち間接所有分100%)

Sony Electronics (Wuxi) Co., Ltd.の「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」については出資額を記載しますが、異動までの期間において増資を計画中のため未定であります。「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」については出資比率を記載しております。

(訂正後)

	当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数		当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	
	異動前	異動後	異動前	異動後
Sony Electronics (Wuxi) Co., Ltd.		316,220千米ドル (うち間接所有分316,220千米ドル)		100% (うち間接所有分100%)
Murata Energy Device Singapore Pte.Ltd.		162,000,001個 (うち間接所有分162,000,001個)		100% (うち間接所有分100%)

Sony Electronics (Wuxi) Co., Ltd.の「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」については出資額を記載しております。「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」については出資比率を記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日
(訂正前)

異動の理由

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会において、ソニー株式会社及びそのグループ会社から電池事業（以下「ソニー電池事業」といいます。）を取得することについて決議し、ソニー電池事業を実施する会社として新たに日本に設立される株式会社（以下「新設会社（日本）」といいます。）の株式の100%を取得する予定ですが、新設会社（日本）の完全子会社となる予定のSony Electronics (Wuxi) Co., Ltd.の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当する見込みであり、同社は当社の特定子会社に該当する予定です。

また、新設会社（シンガポール）については、ソニー電池事業を実施する会社としてシンガポールにおいて今後設立され、新設会社（日本）の完全子会社となる予定ですが、新設会社（シンガポール）の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、同社が当社の特定子会社に該当する可能性がございます。

異動の年月日

平成29年9月以降（予定）（注）

（注）当該異動の条件とされている関係当局の承認及び許可の取得に係る審査の今後の進捗状況等により、変更される可能性があります。

(訂正後)

異動の理由

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会において、ソニー株式会社及びそのグループ会社から電池事業（以下「電池事業」といいます。）を取得することについて決議し、電池事業を実施する会社として株式会社東北村田製作所（以下「東北村田」といいます。）の株式の100%を取得しましたが、東北村田の完全子会社となったSony Electronics (Wuxi) Co., Ltd.の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

また、Murata Energy Device Singapore Pte.Ltd.については、電池事業を実施する会社としてシンガポールにおいて設立され、東北村田の完全子会社となりましたが、Murata Energy Device Singapore Pte.Ltd.の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社が当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

平成29年9月1日